

はじめに

法学研究所長 郷田正萬

『研究年報』第二六号を発行することになったが、それについて言及をする前に、まずお祝いの言葉を一つ述べたい。それは、この度、山火正則教授を代表にし、吉井蒼生夫教授を中心とする六人で構成された研究チームが、『行警察と刑事立法に関する総合的研究』のテーマで、私学振興事業団の学術振興資金を受けることになったことである。誠に嬉かぎりである。法学研究所を代表し、心からお祝いの言葉を送る次第である。

つぎに、『研究年報』第二六号の全体的な構成を簡単に紹介しておきたい。

まず最初に、本『研究年報』第二六号では、本学の名誉教授で民事法学、その中でも特に民事訴訟分野で最も優れた碩学の一人である「萩原金美教授を囲む座談会」の内容を掲載している。この座談会の一連の企画は、『研究年報』第二三号から行っていて、その間に、清水誠教授（第二三号）、内田昭文教授（第二五号）との座談会の内容を掲載し、今回は、萩原金美名誉教授との座談会の内容を掲載することになった。企画のなかに含まれている座談会としては、藤田勇、望月礼二郎 両名誉教授との座談会があるが、今後引き続き行う予定である。

第二に掲載した論文は、「湘南民事紛争処理研究会一〇〇回を振り返って」である。これに関する詳細な内容お

よび経緯については中山幸二教授による論文にゆずりたいが、ここで特に指摘して置きたいことは、「神奈川大学法学研究所と横浜弁護士会」、あるいは「研究者と実務家」との強い知的な交流がかなり以前から行われてきたということである。これは、萩原金美名誉教授によるところが大きい。

第三の論文は、「消費者信用訴訟と再審判例の最近の動向」で、中山幸二教授の「特別寄稿」論文である。周知のように、中山幸二先生は本学法学部において、長年に亘って、民事訴訟法を担当しておられたが、前記の萩原金美先生とは最も親密な関係にあった。その辺の事情は「湘南民事紛争処理研究会」の設置過程を読むだけで充分察知できよう。そういう理由で、萩原先生との座談会においても特別招聘をしたのである。さらに第四論文は「日本の民事執行法の現状と課題」であるが、これもそのような文脈の延長線上で考えていただきたい。

第五論文のテーマは田村明教授の「いまなぜ『市民の政府』か? 『都市の時代』の自治体法学」という内容である。これは法政大学名誉教授である田村明教授の講演会の内容であるが、それは近時に非常に重要な意味を持って、しかも大きな話題になっている「市民政府論」を热情的に論じているものである。

以上が、第二六号を構成する主な内容であるが、さらに幾つかの点について敷衍しておきたい。

一つは、年度末に入り、特に三月は非常に忙しい。前記の諸論文を校正する作業は至難の業であったが、三月末までに発行を目指した私の督促に伝えてくださった諸先生に感謝する。そのなかでも、特に柴田直子准教授の労苦に感謝の意を表したい。

また、大成社の野村孝氏にも感謝したい。この第二六号は、野村孝氏の献身的な協力なしにはとても年度内に発行することは出来なかつただろう。

最後になったが、私は三月末で、二年二期の四年間の所長任期を終えることになった。法学研究所は、現在、事

務方の努力と協力によって、事務体制と研究体制の基礎が確固として築かれているように思われる。

その上、この四月より後任の所長に安達和志教授が就任することになる。安達先生は、研究所の常任委員としての長い経験があり、また事務処理の面でも老練な手腕を持っていらっしゃる方である。研究所の研究活動を一層発展させることと思われる。なお、私の在任期間中充分活動が出来なかつたこととして、傘下組織である「国際人権センター」「地方自治センター」のことがある。新所長のもとでこれら二つのセンターが一層発展することを心から期待したい。

さらに、在任期間中に協力を惜しまなかつた諸先生方々に、この場をかりて心から感謝する次第である。

以上